

問Ⅷ－２－③ （対象となる事業）

法人の行っている事業は全て公益目的事業とそれ以外（収益事業等）に分ける必要があるのでしょうか。それとも、主な事業だけで構いませんか。

答

申請いただく事業は、主な事業だけでなく、法人の行っている全ての事業になります。したがって、全ての事業について公益目的事業とそれ以外（収益事業等）に分けた上で、それらの内容等を明確にさせていただくことが必要です。

（注）「収益事業等」とは、「公益目的事業以外の事業」（公益法人認定法第5条第7号）の意味で用いられており、法人税法上の収益事業のことを指すものではありません。

（参照条文）

公益法人認定法第5条第7号

公益法人認定法第7条